

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第29期第3四半期
(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

【英訳名】 SE Holdings and Incubations Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 速水浩二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区舟町5

【電話番号】 (03)5362-3700(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部部长 松村真一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区舟町5

【電話番号】 (03)5362-3700(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部部长 松村真一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第3四半期 連結累計期間		第29期 第3四半期 連結累計期間		第28期	
	自	平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自	平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自	平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	5,377		5,517		6,990
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	116		181		25
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失()	(百万円)	325		93		496
四半期包括利益又は包括 利益	(百万円)	365		100		564
純資産額	(百万円)	3,766		3,630		3,565
総資産額	(百万円)	9,670		9,308		9,371
1株当たり四半期純利益 金額又は四半期(当期)純 損失金額()	(円)	20.47		5.86		31.17
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	(円)			5.73		
自己資本比率	(%)	33.7		34.9		34.1

回次	第28期 第3四半期 連結会計期間		第29期 第3四半期 連結会計期間	
	自	平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自	平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)		5.15		9.23

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割をおこなっております。このため1株当たり四半期純利益金額、1株当たり四半期(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

3 第28期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新たな経済政策・金融政策への期待、米国の景気回復や欧州景気の底打ち感などから円安・株高傾向が継続し、輸出関連企業を中心とした業績好転や個人消費の底堅い推移などにより、緩やかな景気回復基調が続いております。

このような状況下、当第3四半期連結累計期間における連結業績につきましては、売上高5,517百万円(前年同期比2.6%増)、営業利益239百万円(前年同期比31.6%増)、経常利益181百万円(前年同期比55.5%増)、四半期純利益93百万円(前年同期は四半期純損失325百万円)となりました。

セグメント別の業績については以下の通りです。

出版事業におきましては、オンライン経由での書籍販売や電子書籍販売が期初より引き続き好調で、広告・イベント収入も第2四半期連結会計期間に回復して以降は順調に推移する一方、書店販売の不振の影響を受けて書籍販売の減少が継続した結果、売上高は2,013百万円(前年同期比9.9%減)、セグメント利益(営業利益)264百万円(前年同期比15.6%減)となりました。

コーポレートサービス事業におきましては、外資系クライアントからの引き合いが底堅く推移し、売上高は646百万円(前年同期比3.6%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は、新規クライアントマーケティング費用など前向き投資の影響で87百万円(前年同期比9.0%減)となりました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、事業環境を勘案してスマートフォンコンテンツ・メディア事業立ち上げのための第1四半期連結会計期間における先行投資の積み増しなどの成果が継続し、売上高は946百万円(前年同期比26.9%増)と大幅増収となりました。利益面では、第2四半期連結会計期間半ばよりスマートフォンコンテンツ事業の投資回収を本格化させた結果、セグメント損失(営業損失)は28百万円(前年同期比セグメント損失24百万円減)ながら、前連結会計期間に引続き当第3四半期連結会計期間での黒字幅は順調に拡大しております。

インターネットカフェ事業におきましては、前期に実施した抜本的なリストラ策(不採算店舗の閉鎖・譲渡、管理部門経費圧縮)の効果や個人消費の回復などにより、売上高は955百万円(前年同期比10.8%減)、セグメント利益(営業利益)41百万円(前年同期はセグメント損失16百万円)と引き続き好調に推移いたしました。

教育・人材事業におきましては、クラウドサービスや研修事業売上が期初より引き続き好調に推移し、上半期においてIT・医療人材紹介事業が好調だったことなどにより、売上高785百万円(前年同期比19.1%増)、セグメント利益(営業利益)31百万円(前年同期はセグメント損失1百万円)と大幅増収増益になりました。

その他の事業(注)におきましては、売上高170百万円(前年同期比294.0%増)、セグメント利益(営業利益)26百万円(前年同期比1.0%減)となりました。

(注) 当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間における「その他の事業」には、有価証券投資事業の業績を含んでおります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、営業投資有価証券91百万円増加、商品及び製品90百万円増加、現金及び預金191百万円減少並びに投資有価証券67百万円減少を主因に、前連結会計年度末比63百万円減の9,308百万円となりました。負債については、流動負債その他72百万円増加、固定負債その他41百万円増加及び有利子負債288百万円減少を主因に、前連結会計年度末比127百万円減の5,678百万円となりました。純資産については、利益剰余金222百万円増加及び資本剰余金160百万円減少を主因に、前連結会計年度末比64百万円増の3,630百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りであります。

基本方針の内容の概要

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針とします。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、昭和60年(1985年)の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット&モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの5つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成18年10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)

当社は、平成24年6月22日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として平成19年6月22日に導入し平成21年6月19日に所要の変更を行った上で再導入しました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を、継続しております(以下、現行の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランにおいては、当社の株券を20%以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」という。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまでは、当該買付者は、買付はできないことと定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置(注)を発動しませんが、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査役全員(全員が社外監査役であります)の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

当社は、本プランの詳細を、平成24年5月29日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続に関するお知らせ」として公表いたしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア．買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年(2008年)6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る尊重事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

イ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

ウ．株主意思を重視するものであること

当社は、平成24年6月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

エ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,000,000
計	74,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,636,800	23,484,226	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。単元株 式数は100株であります。
計	18,636,800	23,484,226		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成25年11月27日の取締役会において、ライツ・オファリングとして、当社普通株式を有する、当社以外の全株主を対象とした上場型新株予約権の無償割当てを行うことを決議し、平成25年12月9日に割当てを行っております。

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月27日
新株予約権の数	15,995,100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,997,500株
新株予約権の行使時の払込金額	2個(1株)当たり116円
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日～平成26年2月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 116円 資本組入額 58円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の割当ての方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成25年12月6日(以下「割当基準日」という。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

2 新株予約権の数

割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とします。

3 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年12月9日

4 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式0.5株とします。

5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

6 自己新株予約権の取得の事由

本新株予約権には、取得条項は付されておりません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～平成 25年12月31日		18,636,800		1,406		3

(注) 平成26年1月1日から平成26年2月6日までの間に、ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)の権利行使により、発行済株式総数4,847,426株、資本金127百万円、資本準備金127百万円それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,641,700		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,994,700	159,947	同上
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	18,636,800		
総株主の議決権		159,947	

(注) 当第3四半期会計期間末現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	東京都新宿区舟町5	2,641,700		2,641,700	14.17
計		2,641,700		2,641,700	14.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,701	2,510
受取手形及び売掛金	1,646	1,599
有価証券	20	20
営業投資有価証券	597	688
商品及び製品	1,021	1,111
仕掛品	103	126
原材料及び貯蔵品	14	23
繰延税金資産	81	50
その他	110	112
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	6,295	6,242
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,583	1,617
減価償却累計額	744	787
建物及び構築物(純額)	839	830
土地	1,089	1,089
その他	869	942
減価償却累計額	801	815
その他(純額)	67	127
有形固定資産合計	1,997	2,048
無形固定資産		
のれん	¹ 15	¹ 10
その他	46	46
無形固定資産合計	62	57
投資その他の資産		
投資有価証券	292	225
敷金及び保証金	429	418
繰延税金資産	154	175
その他	146	148
貸倒引当金	7	7
投資その他の資産合計	1,015	960
固定資産合計	3,075	3,065
資産合計	9,371	9,308

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	413	438
1年内償還予定の社債	754	889
短期借入金	1,066	822
未払法人税等	24	40
賞与引当金	39	16
返品調整引当金	151	163
その他	490	562
流動負債合計	2,940	2,932
固定負債		
社債	1,823	1,461
長期借入金	667	849
退職給付引当金	221	240
役員退職慰労引当金	73	73
資産除去債務	30	30
再評価に係る繰延税金負債	8	8
その他	40	82
固定負債合計	2,864	2,745
負債合計	5,805	5,678
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,406	1,406
資本剰余金	1,886	1,725
利益剰余金	371	593
自己株式	613	613
株主資本合計	3,051	3,112
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	126	119
土地再評価差額金	15	15
その他の包括利益累計額合計	141	134
新株予約権	5	5
少数株主持分	367	377
純資産合計	3,565	3,630
負債純資産合計	9,371	9,308

- (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	5,377	5,517
売上原価	3,543	3,437
売上総利益	1,833	2,080
返品調整引当金繰入額	2	11
差引売上総利益	1,831	2,069
販売費及び一般管理費	1,650	1,830
営業利益	181	239
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	0	0
投資有価証券売却益	0	29
負ののれん償却額	0	0
持分法による投資利益	4	-
その他	8	9
営業外収益合計	14	42
営業外費用		
支払利息	39	37
社債発行費	13	13
株式交付費	-	16
支払保証料	15	13
その他	10	19
営業外費用合計	78	99
経常利益	116	181
特別利益		
固定資産売却益	0	1
保険差益	8	2
新株予約権戻入益	1	0
特別利益合計	10	4
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	3
投資有価証券評価損	2	0
店舗撤退損失	¹ 227	-
のれん償却額	165	-
プロジェクト整理損失	² 48	-
特別損失合計	445	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	318	182
法人税、住民税及び事業税	47	38
法人税等調整額	27	37
法人税等合計	75	75
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	393	107
少数株主利益又は少数株主損失()	67	13
四半期純利益又は四半期純損失()	325	93

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	393	107
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28	6
その他の包括利益合計	28	6
四半期包括利益	365	100
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	297	86
少数株主に係る四半期包括利益	67	13

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
1 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。 相殺前の金額は次の通りであります。 のれん 15百万円 負ののれん 0百万円 差引 15百万円	1 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。 相殺前の金額は次の通りであります。 のれん 10百万円 負ののれん 百万円 差引 10百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 店舗撤退損失の内容は次の通りであります。

(前第3四半期連結累計期間)

減損損失(注)	159百万円
固定資産除却損	9百万円
解約手数料	45百万円
原状回復費用	13百万円
計	227百万円

(注) 減損損失

当社グループは、事業の種類を考慮して資産のグルーピングを行っておりますが、店舗(インターネットカフェ、カラオケ、ボディケアサロン、アミューズメント施設)や賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。

当第3四半期連結累計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都、神奈川県	インターネットカフェ、 カラオケ、ボディケアサロン店舗	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	159

収益性が悪化した上記の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとしております。

2 プロジェクト整理損失の内容は以下の通りであります。

(前第3四半期連結累計期間)

(1) プロジェクト整理損失の内訳

当社グループが貸付などの形態で資金を提供してきたLED(発光ダイオード)事業会社LuxTek社への投融資に関する貸倒引当金35百万円、建設仮勘定の減損13百万円であります。

(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループの内容

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都	工具器具	建設仮勘定	13

(3) 減損損失の認識に至った経緯

不採算事業や損失リスクの大きな資産の整理の一環として、当社グループが貸付などの形態で資金を提供してきたLED(発光ダイオード)事業会社LuxTek社への資金提供を今般打ち切ることとし、同社への既存の投融資に関して資金回収が長期化する懸念が発生したため、貸倒引当金35百万円の計上とともに、同社に対する建設仮勘定について減損13百万円を特別損失に計上いたしました。

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類別セグメントを基準として資産のグルーピングを行っておりますが、店舗(インターネットカフェ、アミューズメント施設など)や賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。

(5) 回収可能額の算定方法

収益性が悪化した上記の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとしております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	137百万円	108百万円
のれんの償却額	188 "	5 "
負ののれんの償却額	0 "	0 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31	200	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(注) 当社は平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割をおこなっております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	31	2.00	平成25年3月31日	平成25年6月24日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	出版	コーポ レート サービス	ソフト ウェア・ ネット ワーク	インター ネット カフェ	教育・ 人材	計				
売上高										
(1)外部顧客に対する 売上高	2,234	623	745	1,070	659	5,334	43	5,377		5,377
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	27	0	80		7	116		116	116	
計	2,261	624	826	1,070	667	5,450	43	5,493	116	5,377
セグメント利益又は セグメント損失()	313	95	53	16	1	337	26	364	182	181

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、有価証券投資事業を含んでおります。

2 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 182百万円には、セグメント間の内部取引又は振替高消去32百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 215百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない当社の売上原価及び一般管理費であります。

3 セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「インターネットカフェ」セグメントにおいて、複数の不採算店舗を閉鎖・譲渡予定であることから、第2四半期連結会計期間において当該店舗固定資産について減損損失を特別損失として計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては159百万円でありませす。

「ソフトウェア・ネットワーク」セグメントにおいて、不採算事業(LED(発光ダイオード)事業会社LuxTek社への投資)の整理の一環として、第2四半期連結会計期間において建設仮勘定の減損損失を特別損失として計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては13百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「インターネットカフェ」セグメントにおいて、複数の不採算店舗を閉鎖・譲渡予定であることから、第2四半期連結会計期間において店舗撤退損失(上記減損損失159百万円を含む。)227百万円を特別損失として計上した結果、同事業を営む連結子会社に対するのれんの効果が消滅したため、のれん償却を特別損失として計上しております。なお、当該のれん償却計上額は、当第3四半期連結累計期間においては165百万円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更による、当第3四半期連結累計期間の各セグメント利益に及ぼす影響額は軽微であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	出版	コーポ レート サービス	ソフト ウェア・ ネット ワーク	インター ネット カフェ	教育・ 人材	計				
売上高										
(1)外部顧客に対する 売上高	2,013	646	946	955	785	5,346	170	5,517		5,517
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	36	0	74		9	121		121	121	
計	2,050	646	1,021	955	794	5,468	170	5,639	121	5,517
セグメント利益又は セグメント損失()	264	87	28	41	31	395	26	422	183	239

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、有価証券投資事業を含んでおります。

2 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 183百万円には、セグメント間の内部取引又は振替高消去32百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 215百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない当社の売上原価及び一般管理費であります。

3 セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()	20円47銭	5円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	325	93
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	325	93
普通株式の期中平均株式数(株)	15,924,981	15,995,100
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		5円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		353
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 当社は平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割をおこなっております。このため1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び普通株式の期中平均株式数は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、更なる成長実現のための資金調達及び株式の流動性の向上を目的として平成25年11月27日の取締役会において決議されたライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)によるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社第3回新株予約権を、平成25年12月6日を株主確定日として当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、当社普通株式1株につき1個の割合で無償にて割当てしております。当該新株予約権の権利行使がなされた場合、原則としてその目的たる普通株式を、当初、保有自己株式2,641,700株に満つるまでは当該自己株式を交付し、自己株式の交付が全て完了した後においては、最大で5,355,850株を新規に発行した上で交付することといたしました。

当該新株予約権の行使により、行使期間満了日である平成26年2月6日時点において、保有自己株式数が2,641,700株減少して保有自己株式はありません。また、発行済株式総数が4,847,426株増加し23,484,226株に、資本金が127百万円増加し1,534百万円に、資本準備金が127百万円増加し131百万円になりました。

なお、当該新株予約権行使による払込総額は868百万円であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 定 留 尚 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 幸 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。